

多可町図書館条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(協議会委員の定数及び任期)</p> <p><b>第6条</b> 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、12名以内とし、法第15条の規定により多可町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。</p> <p>2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、公職又は団体代表の地位により任命された委員の任期は、その職を退いたときをもって終わり、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(協議会委員の任命の基準、定数及び任期)</p> <p><b>第6条</b> 協議会の委員(以下「委員」という。)は、法第15条の規定により多可町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。</p> <p>2 任命の基準は、次に該当する者とする。</p> <p>(1)学校教育の関係者</p> <p>(2)社会教育の関係者</p> <p>(3)家庭教育の関係者</p> <p>(4)住民を代表する者</p> <p>(5)図書館利用者を代表する者</p> <p>(6)学識経験のある者</p> <p>3 委員の定数は、12名以内とする。</p> <p>4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、公職又は団体代表の地位により任命された委員の任期は、その職を退いたときをもって終わり、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>